

令和7年度 障害者就労施設等からの物品等の調達実績(庁内集計)

(令和7年4月～令和8年3月)

種 別	品 目	令和7年度				令和6年度				令和5年度				令和8年度
		調達実績		うち随意契約		調達実績		うち随意契約		調達実績		うち随意契約		目標額
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	※過去3年間平均を上回る額(円)
物 品	①事務用品・書籍													
	②食料品・飲料	28	123,900			49	157,010			63	181,675			
	③小物雑貨													
	④その他の物品													
	物 品 計	28	123,900			49	157,010			63	181,675			
役 務	①印刷									1	63,800	1	63,800	
	②クリーニング													
	③清掃・施設管理													
	④情報処理・テープ起こし													
	⑤飲食店等の運営													
	⑥その他のサービス・役務	12	67,592			12	66,640	12	66,640	2	76,436	2	76,436	
	役 務 計	12	67,592			12	66,640	12	66,640	3	140,236	3	140,236	
合 計 (物品+役務)		40	191,492	0	0	61	223,650	12	66,640	66	321,911	3	140,236	246,000

障害者優先調達推進法について

過去三か年の平均値 245,684

障害者優先調達推進法の概要

(千円単位で目標値とする)

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。(同法：平成24年6月27日公布、平成25年4月1日施行)

※これらのことから、法律の趣旨をご理解いただき、障害者就労施設への発注拡大に引き続きご協力願います。